

地区計画の届出書類

地区計画の届け出は、「工事着手の30日前」かつ「建築確認申請の前」までにお願います。届け出及び内容の変更を要する場合は、以下の書類を添えて都市計画課まで提出をしてください。 ・・都市計画法第58条の2第1項

届け出が必要な主な行為	届け出書類 (正・副1部) ・・都市計画法施行規則第43条の9
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模な修繕・大規模な模様替えなどで確認申請を要する行為。	・配置図 1/100以上 ・案内図 ・立面図 1/100以上 (2面以上) ・・着色をお願いします。 ・各階平面図 (1/100以上)
土地の区画形質の変更 (敷地の分割など) 都市計画法第29条に基づく開発許可を要する場合は除きます。	・区域図 1/1000以上 ・設計図 1/100以上
建物の形態または意匠の変更	・配置図 1/100以上 ・立面図 1/100以上 (2面以上) ・・着色をお願いします
建物の用途変更 (地区計画による用途の制限がある地区) 屋外広告物条例の許可申請が必要な広告物 その他、屋上広告物や道路に面する門や塀などの築造 ※ ご相談下さい	・配置図 1/100以上 ・立面図 1/100以上 (2面以上) ・・着色をお願いします ・各階平面図 (1/100以上)

- ※ その他
- (1) 上記図書の他に案内図や断面図等のほか、参考図面等の提出をお願いする場合があります。
 - (2) 届け出を代理人が行う場合は委任状が必要です。
 - (3) 届け出内容に変更があった場合は、変更届けの提出をお願いする場合があります。
 - (4) 図面は既存の道路と敷地・門・塀の位置の記載をお願いします。
 - (5) 図面はA4サイズに左とじて織り込み、都市計画法別記様式十一の二(表紙)を表紙にして提出して下さい。

補助173号線
周辺地区地区計画
のあらまし
(決定：平成17年1月19日)
(変更：平成19年1月19日)

都市計画道路補助173号線の周辺は、歴史的風情を残す御嶽神社や池袋三業地とともに、便利で身近な商店街や住宅地などから形成されています。区では、補助173号線沿道を中心とする建替えの増加など、周辺を含めた街並みの変化が予測される時期を捉え、平成17年1月19日に地区計画(一部の区間のみ誘導容積型地区計画)を決定しました。その後、誘導容積型を一般型とする地区計画の変更を平成19年1月19日に決定しました。この地区計画は、沿道の適正な土地利用を進めるとともに、各地区が調和した良好な景観形成を図り、便利さと住みやすさを備えた安全な市街地の形成を目指します。



